（記載第６－８号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、 第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

平成29年3月16日

五所川原市

記

1．多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	変更内容
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地　域	重点区域との重複の有無			
○				五所川原市川山地区、桜田地区	無	平成26年度～平成30年度	川山地区農地・水・環境保全組織	保全管理する区域内の農用地面積の変更